

令和元年6月21日現在

機関番号：12401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16935

研究課題名（和文）企業結合規制における問題解消措置の事後的検証に係る日・米・欧の横断的研究

研究課題名（英文）Merger Remedies Study:A Comparative Law Perspective

研究代表者

田平 恵 (TAHIRA, MEGUMI)

埼玉大学・人文社会科学部研究科・准教授

研究者番号：70632686

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、企業結合規制の透明性・法的安定性・予見可能性向上を目的として、日本・米国・欧州における問題解消措置の事後的検証の実施状況およびその内容について整理・比較した。加えて、今後事後的検証の対象になりうる日本・欧州・米国における個別事例についても検討した。これらの検討・分析について、研究会報告等を通して理解を深め、その成果を雑誌論文に公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、独占禁止法における企業結合規制の透明性・法的安定性・予見可能性の向上に寄与するものである。事後的検証の実施により、今後の事例において適切な問題解消措置が適切に設計・実行されることを明らかにした。

競争当局が積極的に事後的検証を行っている欧米の状況を整理・検討することにより、競争当局による事後的検証の重要性を明確にした。また、今後の事例において、企業結合を行う当事会社が問題解消措置を設計・実行する際に留意すべき点についても明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This research aimed at analyzing merger remedies studies in Japan, U.S and EU. Results and findings of those analyses have been published via articles.

研究分野：経済法

キーワード：企業結合規制 問題解消措置 事後的検証

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

合併や株式取得等の企業結合は、一般的に、効率性を高める行為と認識される。しかし、企業結合の中には、競争の実質的制限が懸念されるものがある。その場合、当事会社が競争の実質的制限を防ぐための一定の措置を実行することを前提として、競争当局が企業結合を認めることがある。このような措置を問題解消措置という。

問題解消措置にかかる問題について、大きく3つに分けられる。第一に、反競争効果を除去するに足りる問題解消措置を選択できているかという設計の問題である。第二に、問題解消措置を確実に実行できているか、また、確実に実行できるだけの実効性確保手段を講じているかという実行に関する問題である。第三に、問題解消措置が競争回復のために有効であったのかという事後的検証の問題である。

欧州および米国では、競争当局（欧州では欧州委員会、米国では司法省および連邦取引委員会）が問題解消措置の事後的検証を実施し、検証内容および検証結果を積極的に公表している。そして、欧州および米国の競争当局は、事後的検証から得られた結果を踏まえて、適切な問題解消措置の設計・実行のあり方を明確にし、それらの内容を個別事例においても考慮して判断している。欧州および米国においては、事後的検証と、問題解消措置の設計・実行との連関が意識されており、事後的検証から明らかになった問題解消措置の適切な設計のあり方、確実な実行の方法について、個々の事例判断の際に考慮されているといえる。

日本では、事例ごとの処理が先行しており、問題解消措置の設計・実行に関して明確な原理・原則が確立しているとは言い難い状況にある。また、競争当局による事後的検証についても実施されているものの、十分な内容、頻度で公表されているとは言えない。そのため、競争当局がいかなる基準、観点で当事会社から提案された問題解消措置の適切性を判断しているのか、当事会社により提案された問題解消措置は適切かつ確実に実行されたのか、問題解消措置は反競争効果を除去するのに有効かつ適切なものであったのか否かが不明なままである。そのため、日本において、事後的検証の重要性を認識し、事後的検証の内容およびそのあり方を分析することが必要となっている。

### 2. 研究の目的

#### (1) 本研究の主たる目的

独占禁止法における企業結合規制の透明性、予見可能性、法廷安定性の向上を目的として本研究を実施した。また、本研究は日本・米国・欧州の事後的検証の実施状況、内容等を検討対象とする横断的研究であることから、本研究は、欧州・米国との比較法研究を通して、日本の企業結合規制の執行基準の向上にも資するものである。

#### (2) 本研究による具体的効果

前記(1)の目的からは、次の意義を見出すこともできる。企業結合審査を行う競争当局による事後的検証の実施状況および内容を明らかにすることにより、競争当局が問題解消措置を審査する際の視点が明確となり、日本・米国・欧州における現在の問題解消措置の設計・実行に関する課題が明確となる。日本・米国・欧州における現在の競争当局による執行の到達点を明らかにすることができる。

また、企業結合計画を計画する当事会社が、問題解消措置を設計・実行する際のポイント、留意点を提示することが可能となる。競争当局との間で問題解消措置を協議する際に、有効な問題解消措置を迅速に提示することが可能となり、スムーズに企業結合を実行することが可能となる。

### 3. 研究の方法

#### (1) 比較法研究の採用

比較法研究は、日本の法学研究の基礎的な研究手法といえる。本研究においても、二大競争法とよばれる欧州および米国の競争法を研究対象とした。欧州および米国の競争当局は積極的に事後的検証を実施し、その内容を広く公表している。これらの事後的検証の内容、事後的検証による競争当局の執行への影響を検討し、日本法への示唆を得る手法をとった。

#### (2) 問題解消措置の設計・実行に関する問題との連関を意識

問題解消措置の事後的検証では、問題解消措置の設計・実行に関する問題、課題が明らかになっている。競争当局が個別事例の審査を行う際、それらの問題および課題を克服する方策がとられることがある。その方策には、日本・欧州・米国では共通する点、異なる点がそれぞれ見られたため、本研究では、今後事後的検証の検討対象となりうる個別事例についても適宜検討を行った。

#### (3) 事後的検証のタイプに応じた検討の実施

欧州および米国の事後的検証の中には、個別事例を検討対象とした事後的検証と、複数の事例を検討対象とした事後的検証がある。本研究では、それら両方を検討対象とした。個別事例を対象とした事後的検証に関する検討では、当該企業結合が生じた産業特有の状況等を踏まえた検討が可能となる。複数の事例を対象とした事後的検証に関する検討では、事例横断的に該当する留意点や課題を検討することが可能となる。そこで、本研究では、事後的検証のあり方にバリエーションがあること、各タイプの事後的検証固有の意義を明らかにすることにも意義があると考えられたため、それぞれのタイプの事後的検証を取り上げた。

#### (4) 関係者へのインタビューの実施

本研究では、企業結合を審査する立場である競争当局による事後的検証を検討対象とした。企業結合を実施する当事会社は、競争当局とは異なる視点・観点で問題解消措置の設計・実行を行っていることが考えられ得る。そのため、本研究では問題解消措置の設計・実行に知見を有する関係者にインタビューを行うことにより、実務的観点からの整理・検討も試みた。

#### (5) 研究成果の公表のための工夫

本研究遂行にあたり、各年度で遂行した研究結果を公表した。研究期間中、独禁法学者、弁護士等が参加する研究会等で報告し、積極的に意見を求める等した。そのような場で受けた意見等を踏まえて検討をすすめ、その成果を雑誌論文に公表した。

### 4. 研究成果

#### (1) 各年度における研究成果

##### 平成 27 年度

主に米国の状況の把握に努めた。米国の競争当局（司法省、連邦取引委員会）が公表した事後的評価に関する報告書の内容を整理・把握した。

また、欧州では、欧州委員会が個別事例における問題解消措置の影響を検討した事後的検証を行い、その結果を公表したことから、その内容を整理・検討した。欧州では、欧州委員会は 2005 年に複数の事例を対象とした事後的検証を公表していた。それまでに米国の競争当局が公表していた事後的検証も複数の事例を対象としたものであった。2015 年に公表された報告書は、個別事例を対象としたものであったことから、当該報告書を検討することにより、個別事例の事後的検証に固有の意義を見出すことが出来た。

加えて、事後的検証にかかる研究を進めるにあたり、その前提として問題解消措置の設計・実行にかかる実状を把握することも必要であることを認識したことから、企業結合事例における問題解消措置の設計・実行に関して関係者にインタビューを行った。

##### 平成 28 年度

主に欧州の状況の把握に努めた。欧州委員会による事後的評価に関する報告書の内容・位置づけを明らかにした。前年度に引き続き、欧州委員会による事後的検証の報告書を検討した。その成果を、雑誌論文に掲載した（雑誌論文）。

また、米国における動向の把握として、連邦取引委員会による事後的評価に関する報告書を検討対象とした。当該報告書は、1999 年に連邦取引委員会が公表した報告書よりもさらに検討対象を拡大したものであり、日本法にも多くの示唆を与えるものであった。当該報告書の内容および意義を整理した。

##### 平成 29 年度

欧州および米国の競争当局による事後的検証の実施状況および内容の検討の結果をまとめる作業に注力した。前年度に続き、連邦取引委員会による事後的検証に関する報告書の内容および意義の整理を行い、その成果を雑誌論文に掲載した（雑誌論文）。

欧州・米国の状況からは次のことが明らかになった。第一に、競争当局が積極的に事後的検証を行っている。第二に、事後的検証には個別の事例を対象とするもの、複数の事例を集積して対象とするものがあり、いずれも固有の意義がある。第三に、競争当局が問題解消措置の事後的検証を行うことにより、問題解消措置の設計・実行の際の問題点が明らかになり、個別事例における問題解消措置の審査の際にそれらの問題点に対応した方策がとられている。

また、今後、事後的検証の対象になりうる、日本・米国・欧州において特徴的な問題解消措置が課された事例の整理・分析を行った。この成果を、雑誌論文に掲載した（雑誌論文）。

加えて、最終年度に向けて、日本・米国・欧州の横断的な検討を行うべく、成果物の構成・内容の整理を行った。研究発表を通して、研究者・実務担当者・実務家との議論を行ない、日本における問題点および課題の明確化を試みた。

##### 平成 30 年度

前年度までの整理・検討の結果を踏まえ、欧州および米国の状況から日本法への示唆を得ることを試みた。日本においても、問題解消措置の事後的検証によって問題解消措置の設計・実行の際の問題点が明らかになり、企業結合規制の透明性・法的安定性・予見可能性が高まることが期待される。日本では、個別事例の審査内容が公表されるのは 1 年あたり十数件に限られるため、事後的検証を行い、その結果を積極的に公表することは、学術上も実務上も大きな意義を持つ。

また、日本・米国・欧州において特徴的な問題解消措置が課された事例等の整理・分析を行った。企業結合のタイプ、企業結合が生じる産業の特徴を踏まえて問題解消措置が設計・実行される必要があり、また、実際に個別事例の審査の際に設計・実行にかかる問題点が意識されて審査が進められていることが明らかになった。これらの研究成果を、雑誌論文に掲載した（雑誌論文、）。

#### (2) 今後の課題

本研究では、競争当局による事後的検証を主な検討素材とした。問題解消措置の事後的検証は競争当局によるものに限られないため、今後は研究者や研究機関による事後的検証の意義も追求していきたい。また、本研究では比較法の対象として欧州・米国を取り上げたが、他国の競争当局も問題解消措置の事後的検証を行っている。今後は、これらの事後的検証も検討対象

として日本法への示唆を得ることにより、本研究をさらに深化させる研究を続けていきたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5 件)

田平恵、FTC v. Penn State Hershey Medical Center 838 F.3d 327(2016) - 病院合併において、FTC による地理的市場の分析方法を支持し、ペンシルバニア州連邦地方裁判所の判決を破棄した事例、アメリカ法、査読なし、第 2018 年 1 号、2018 年、pp.121-125

田平恵、非水平型企業結合と問題解消措置：ブロードコム/ブロードコム事例、公正取引、査読なし、第 814 号、2018 年、pp.20-27

田平恵、企業結合の問題解消措置に関する FTC の事後的検証報告書について：The FTC 's Merger Remedies 2006-2012、公正取引、査読なし、第 806 号、2017 年、pp.45-50

田平恵、米国・EUにおける企業結合事例（特集 最近の企業結合規制の動向）、公正取引、査読なし、第 803 号、2017 年、pp.18-25

田平恵、欧州委員会による電気通信の合併事例の事後的検証について、公正取引、査読なし、第 796 号、2017 年、pp.77-84

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：なし

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：なし

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。